

# 居宅介護支援重要事項説明書

2024年 8月10日

## 1、当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号	043-304-8801（24時間）夜間および休業日は転送電話にて対応	
担当介護支援専門員		
管理者（主任介護支援専門員）	大竹久美子	

## 2、当事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	たすけあいの会ふきのとう
所在地	〒284-0005 四街道市四街道 1521-19
介護保険指定番号	1273300127
通常の事業の実施地域	四街道市

### (2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤
管理者・主任介護支援専門員	1名	
介護支援専門員	2名	

### (3) 営業日・および営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日 9時～17時
休業日	土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日

## 3、居宅介護支援の内容

### (1) 相談受付と初回面接（重要事項説明、契約締結等を含む）

初回の相談依頼を受けて、利用者、家族と面接します。

### (2) アセスメント（課題分析）

利用者の居宅を訪問して利用者、家族と面談した上で課題の分析をします。

### (3) 居宅サービス計画原案の作成

アセスメント後、居宅サービス計画原案の作成をします。

### (4) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案を基に利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。

### (5) 文書による同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後、利用者又は家族より文書による同意を受けて交付します。

### (6) モニタリングの実施

少なくとも月1回、利用者宅を訪問し面談してモニタリングを実施し、結果を記録します。

### (7) 居宅サービス計画の変更

利用者の状態が変化した等の場合は速やかに居宅サービス計画の変更のための、上記(2)から(5)を実施します。

#### (8) 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項

- ・利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所にお伝えください。
- ・介護支援専門員は、サービス事業者等から利用者に係る情報（口腔に関する問題、薬剤状況、身心または生活状況等）の提供を受けたとき、必要と認めるものを利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供いたします。
- ・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合や必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師に相談します。作成した居宅介護サービス計画を主治の医師等に提供いたします。
- ・事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであることを説明します。
- ・利用者は介護支援専門員に対し、複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができるとともに、当該事業所をケアプランに位置付けた理由の説明を求めることができます。
- ・当事業所のケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

#### 4、利用料金

##### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領をできなくなった場合、1ヶ月につき要介護度等に応じて別紙の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日保険者の窓口提供すると、払い戻しを受けられます。

##### (2) 交通費

四街道市内にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費を頂きます。

##### (3) 解約料

ご利用者のご都合で契約を解約する場合、文書にてお申出くださればいつでも解約でき、料金は一切かかりません。

#### 5、サービス内容に関する苦情

##### (1) 当事業所の相談、苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

1の当事業所の相談窓口までご連絡ください。

また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

##### (2) その他の窓口

- ・四街道市 高齢者支援課 TEL 043-421-6127
- ・千葉県 国民健康保険団体連合会 TEL 043-254-7428

## 6、秘密の保持

- ①事業者は、業務上知り得たご利用者とそこのご家族の秘密を厳守致します。
- ②事業者は、介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り得たご利用者とそこのご家族の秘密が漏れることのないよう管理を徹底いたします。
- ③事業者は、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめご利用者またはそこのご家族からの同意をいただきます。

## 7、虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止・早期発見・再発防止等のために、「虐待防止のための指針を整備」「虐待防止検討委員会を開催」「従業者に対し研修を実施する」等の措置を講じます。

## 8、業務継続計画の策定について

事業者は、感染症や自然災害の発生時において、居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、介護支援専門員に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修や訓練を定期的実施し、必要に応じて業務継続計画の見直しや変更を行うものとします。

## 9、事故発生時の対応等について

事業者がご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事業者がご利用者に対して提供した居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

## 10、当法人の特徴および概要

たすけあいの会ふきのとうは、1988年四街道市民による“在宅福祉サービスやボランティア活動”を行う会として発足し、「地域の人々が各々の自分らしい暮らしを大切にできる住み心地の良い地域、高齢になっても障害を負ったとしても住み慣れた場所で暮らし続けられる地域」をめざして活動を続けてきました。

現在たすけあいの会ふきのとうは、たすけあい活動はもとより介護保険事業、障害福祉サービス事業を加えた認定NPO法人となり、“チームふきのとう”として地域の福祉活動に日々取り組んでいます。

名称・法人種別	認定NPO法人 たすけあいの会ふきのとう	
代表者役職・氏名	代表 森 明子	
所在地・電話	四街道市四街道1521-19	043-424-0233
事業内容	たすけあい活動 居宅介護支援事業 訪問介護事業 地域密着型通所介護事業 小規模多機能型居宅介護事業 障害者福祉サービス事業	

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び重要事項について説明いたしました。

説明日 令和 年 月 日

事業者

【住所】 四街道市四街道 1 5 2 1 - 1 9

【事業者名】 認定NPO法人たすけあいの会ふきのとう

代表者 森 明子

【重要事項説明者】 介護支援専門員 \_\_\_\_\_

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、内容に同意いたします。

利用者

【住所】 \_\_\_\_\_

【氏名】 \_\_\_\_\_

家族の代表

【住所】 \_\_\_\_\_

【氏名】 \_\_\_\_\_ (続柄)

代理人

【住所】 \_\_\_\_\_

【氏名】 \_\_\_\_\_ (続柄)

事業者、利用者双方の署名をし、それをもって上記の重要事項の確認を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者 1 通ずつ保有するものとします。